

意見交換のまとめ

古川 純

1. 北京日本学研究中心

石村報告・森川報告に研究会でコメントをされた周先生・王先生は本号に御論稿を寄稿されたので参照していただきたい。王先生のコメントで特に印象的だったのは、①台湾問題・歴史問題・領土問題（尖閣列島問題）の3大問題のうち最大の問題は台湾問題である、②新ガイドラインは中国向けのもので受けとめられる、クリントン大統領が訪中時に上海での講演の中で口頭で述べた「三不」(Three Nos)（台湾が中国の一部であることを否定しない、台湾独立を認めない、台湾が国際機関に加入することを認めない）を江沢民国家主席の訪日中に日本政府は文書で確認すべきだ、③「周辺事態」のあいまいさは問題である、などであった。また周先生のコメントに関しては、戦後補償について、①中国政府が国有財産賠償を放棄したことはよいとしても果たして政府は個人の財産賠償要求を放棄できるか、という意識が一般の人々の間に出てきたのは改革・開放政策の反映だ、②侵略戦争の事実調査が最近進んでいるが開発工事のため痕跡がなくなりつつある、③日本から戦争の認識をあいまいにするような言論が伝わってきているが、今立証しておかないと手遅れになるだろう、などのご指摘が強く印象に残った。

邵先生はご都合により寄稿されなかったが、研究会でのコメントには、台湾問題は中国の国内問題であり新ガイドラインが台湾地域を含むと中国を含むことになり、主権侵害となるだろう、日本では湾岸戦争以降、「世論の政治」が防衛族による問題の推進を制約しきれていないのではないかと、戦後補償について、アメリカではレーガン大統領が第2次大戦中の日系人強制収容に対して謝罪し賠償したが、日本も人道的見地とアジア諸国民の立場から（金額はともかく）きちんと戦後処理を済ませるべきだ、それが長期的にはアジアの人々のためにも日本国家のためにもなる、中国は外交のために個人の利益を犠牲にしてきたが、個人賠償要求が出ているということは冷戦終結後に個人の権利主張が出てきていることと関係がある、などのご指摘があった。

2. 社会科学院法学研究所

劉所長から、法学研究所の組織と活動について以下のようなご説明があった。

①法学研究所は1958年に設立された、教育部（文部省）と同レベルの政府直轄の全国的な法学研究機関である（1998年は創立40周年になる）。

②研究所の全メンバーは140名おり、うち研究者は110名で、教授・助教授クラスは80名であ

る。

③9研究室で総合的な法学研究を行っている。研究室以外に、研究センター（外国との交流を組織する役割がある、専門別＝知的財産権・人権研究センターなど、地域別＝ドイツ・EU法・アメリカ法・日本法・香港・マカオ・台湾法センターなど）、2雑誌編修室（「法学研究」、「訳評」＝外国法の翻訳紹介）、図書館がある。

④法学研究所には国家政策のためのシンクタンクの役割がある（研究員の仕事として立法作業への直接的参与、国家指導者の講話の起草、通達の起草など）。

⑤国家からの任務として、各研究室は社会情勢を見ながら研究活動を行い、成果を発表する。数十冊の著作、数百の論文があり、法学を通じて国家建設を行っている。

⑥青年学者の養成を行っている。研究生院（大学院）のなかの法学研究科・博士前期・後期課程であるが、学生は少ない。98年から外国人学生も募集している。

⑦国内外の学术交流・シンポジウムの組織化（毎年10回以上開催する）。98年10月には外交部（中国外務省）の依頼によりEU10カ国と「司法と人権との対話」シンポジウムが予定され、12月には世界人権50周年記念シンポジウムが予定されている。

訪問メンバーからの質問に答えて劉所長や王前所長が答えられた質疑は以下の通り。

(1) 中国における人権研究の開始と研究活動の現段階について、劉所長のお答えは以下の通り。人権研究は比較的早くから始まった。文化大革命（文革）終了（1976年）後、文革の経験と教訓から自己の見解を発表することが始まった（70年代末～80年代初め）。1990年には人権研究プロジェクトが起動し、91年にはプロジェクトが拡大（24名規模）、人権研究センター（王家福主任）となった。外交部の評価では、世界的にも有名な研究センターで、人権研究資料室には全世界の新資料が集められている。近く、国連人権関係要員の視察も予定されていて、座談会（研究会）も開かれる。

(2) 次の質問として、①マルクス・レーニン主義の法理論からすると「人権」は整合的とはいえないのではないか、文革の経験を踏まえて人権研究を始めた理由は何か、②自由権と発展権の関係について、どのように取り組まれているか、中国は、国際人権規約A規約（経済的社会的文化的権利条約）は署名したが、B規約（政治的市民的権利条約）の署名の見通しはどうか。

これに対して劉所長は以下のように答えられた、①マルクス・レーニン主義の人権思想については、マルクスの全人類解放の観点から研究をしている。マルクスの科学的社会主義・共産主義は人権思想と一致している。マルクス・レーニン主義の理論研究については、その後の政治家によってズレが生じてきているので、元々はどういう意味のものであったかを追求することを重視している。②西ヨーロッパ各国では自由権と発展権を対立させたり、自由権を大事に

する傾向がある。しかし発展途上の国家はこの2つを関係づけ、さらに発展権を重視する傾向がある。この2つは不可分の関係にあるが、しかしどちらに重要度があるかは、各国の具体的な状況に応じて考えるべきだ。すなわち、「自由なくして発展はなく、発展なければ自由は空虚である。」かつてヨーロッパの学者との議論で同じような質問を受けた際に、ルーズベルト大統領の1945年の発言をもって答えの結びとした。すなわち、「一文無しの自由人は世の中に存在しない」と。

以上の質疑との関連で王家福前所長（人権センター主任）は次のように発言された。マルクスの理論は人権と対立しない。マルクス研究では、マルクスの発展が大事だ。マルクスの基本原理、基本方法は大事にする。マルクス・エンゲルス・レーニン立派な理論家だった。しかし、100年前の人間と社会は今とは異なるのだから、彼らの言葉をそのまま受け取るのは不可能だ。人権研究ではマルクスの観点と方法を重視し、人類史の中での人権の生成・発展・現状の研究を行う。人権研究の結論は、文革前と比べたら天と地の違いがある。中国は既に経済的社会的文化的権利条約には加入しているが、現在政治的市民的権利条約（自由権規約）加入へ積極的な議論をしているところだ。加入には中国の社会的条件が必要である。第1に理論の準備だが、これはOKである。第2に法制改革だが、これはやや遅れている。人権の法律による保障が必要だと思う。法学研究所では所長のもとで完全な人権理論の研究と人権の法制度の完備のための研究が行われている。この7～8年間の研究で予定の目的をほぼ達成したと思う。

また劉所長は中国史における人権保障についてふれ、1940年代の解放区における人権保障命令の公布の例や、1954年に周恩来首相がA A会議で人権保障の提起をした例をあげ、理論研究の面では社会情勢の影響で乱れたこともあったが基本的には一貫していると述べられた。これに関連して王前所長から、西欧の学者は中国に人権概念がないと知っているが人権センターの学者によって中国古代にも人権概念があったという論証がなされたという指摘があり、それは「仁愛」などという観念で人間の願いとしては人権と基本的に同じだと思うと述べられた。

3. ゲスト研究会（金熙徳先生）

研究会（1998. 11. 26、神田校舎・社研会議室）ではまず石村所員（研究代表）がこれまでのグループ研究の経緯の説明をし、森川所員から「アジアにおける平和保障」のコンセプトと新ガイドライン・周辺事態法の問題点について若干の指摘があった後、金先生からコメントをいただいた。詳しくは本号に寄稿された金先生の御論稿を参照していただきたい。金先生が研究会のコメントであげられた「4大問題」（「歴史認識、台湾問題、安保問題、尖閣列島問題」）のうち、歴史認識と台湾問題に関して指摘された重要な論点は極めて示唆的であったと思う（なお金先生のコメントに係る御論文として、「日米安保再定義になぜ不信感を持つのか



中国から見た有事法制整備」世界週報1998. 7. 21がある。最近著に『日美基軸与経済外交—日本外交的転型』(中国社会科学出版社、1998. 11)がある)。

(1)歴史認識の問題について金先生は、学問的には討論は終わらないにしても3～4年後には指導層が変わるであろうから、政府間では問題を「相対化」して、もっと大きな両国間の問題に取り組むべきだという意見を紹介された。しかし同時に、日本の中では1993年以降、歴史認識を覆す閣僚発言があり、とくに自民党議員100人による研究会が出した本『大東亜戦争の総括』(1994年出版、中国・新華社による中国語訳あり)には歴史の書き直しの動きが表れていること、これは政策決定者への影響力のある人々の動きだから、こういう保守化傾向が心配だと危惧を述べられたのが印象的だった。

(2)また金先生は、台湾問題について日本では報道を避けているのではないかと、日本政府は台湾防衛の姿勢をとらないことを明言すべきだと基本問題をずばりと指摘された。私は、新ガイドラインを受けた周辺事態法の「周辺事態」が、台湾と台湾海峡をめぐって米・中・台間に起こりうる事態を含むことは明らかであるにもかかわらず、日本政府がそれをあいまいにしながら中国に対する日米共同防衛態勢の方向を選択することの危険性を認識した。さらに金先生が、日本政府は中国に対して「武力行使の放棄」を先に明言するよう要求しているが中国を追い詰め包囲すると「武力行使」しか選択肢がなくなる、といわれたことがやはり強く印象に残った。

金先生のお話をうかがっていて、開発独裁型だった韓国が民主化を遂げて金大中大統領を選出するに至ったコースと単純に比べることはできないけれども、中国社会は「改革・開放」政策と市場経済の一層の拡大によって急速に変化しており、その延長線上に発展した中・台の統合が展望できるのではなかろうか、と私は思った次第である。

*中国の報告者からは早々と原稿を頂いていたが、こちら側の都合で活字になるのが大分遅れてしまったことについて、お詫びを申し上げなければならない。なお中国側の日本語による文章について、内容が変わらない範囲で訂正させていただいたことを付記しておく。

(石村 修)

〔編集後記〕

今回月報の編集に携わり、社会科学研究所・グループ研究「アジアにおける平和保障」の射程範囲そして視野の広さに改めて驚きを感じ得ない。新ガイドラインがはらむ問題性、危険性は、夙に指摘されているところであるが、とりわけ中国サイドの研究者の論稿は、この問題にたいしての我々の緊張感を喚起してやまないものである。

日本国憲法が予定する「平和」をそして法治主義をなしくずしにする新ガイドライン、我々がそれぞれ関わる領域で、真摯に考え対処しなければならないことを本月報は教えてくれるものではないだろうか。

(K.H)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 古川 純

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
